

室町中期～江戸初期の古記録に於ける

文章・記録語・記録語法（上）

堀畑 正 臣

はじめに

この論稿は令和三年十月二十四日にオンラインで行われた「日本近代語研究会 第386回二〇二一年度秋季発表大会」の講演「室町中期～江戸初期の古記録・古文書に於ける記録語・記録語法」を基にしたものである。講演という時間的制約のため、学界の古記録・古文書研究の全般への言及が不足している点やこれまでの研究の動向や紹介等、今までの私の論稿からの引用が多いことを先ずお断りしておく。論稿掲載には分量が多かったので機会を得なかったが、今回編集部のご理解を戴き、上下に分けて掲載することとした。上下に分けたので講演時の章立てを変更した。また、講演から二年以上経過したので、その後のデータベース情報の追加や気付きによる加除訂正も行っている。こちらが今の時点での私の認識である。

一 平安後期、院政・鎌倉期の

古記録（記録体）の概要

以前、拙稿¹でも示したが、平安後期、院政・鎌倉期の「記録体」と純漢文の相違点として、『日本語学研究事典』では、次の六点を指摘する。

- (一) 表記に往々万葉仮名・平仮名・片仮名を用いることがある。(表記)（以下（ ）内は私注）
- (二) 国語の語順に従った表現をとることがあって、純粋な漢文から見て、文法的には破格になる場合が多い。(破格の語序・語順)

- (三) 純粋な漢文にない敬語表現が豊かである。(敬語)
- (四) 接続の関係を表わす「間」「処」、引用句の結びを示す「てへりてへれば」「者」、動作の完了や文末を表わす「訖」「畢」、間接話法の結びを示す「云々」、上の語句を体言化する「由」「巨」

「条」、指示の「件」などが用いられている。(「記録語法」)

(五) 官職を始めとして中国風に言う傾向が見られる。「大納言」を「亜相」、「近衛」を「羽林」など唐名を用い、「京都」を「洛陽」、「酒」を「竹葉」など、異名を用いることがある。(唐名と異名)

(六) 和語を漢字で表わした「面白」「折節」「物忌」「引出物」や和語を音読して和製漢語とした「火事」「物忽」「返事」、当て字としての「態」^{わむと}「糸惜」「浅墓」「浅猿」^{あなま}「穴勝」^{あながち}「無甲斐」「無四度計(解)」などが指摘される。(和製漢語と記録語)

(『日本語学研究事典』には記述はないが、ここに記録語「景迹(キヤウジャク)」「従容(シヨウヨウ)」「如泥(ジョデイ)」「逐電(チクデン)」等の記録語を加えておく。)

一方、中国漢文との共通点から平安期～鎌倉期の古記録を見ると次の四点が指摘できる。

(七) 「記録体」は、多くの文献では文の殆どが漢字で記され、片仮名や平仮名の使用は少ない。助詞の多くは漢字表記されず、用言の活用語尾も記されない。

(八) 「記録体」の語序・語順は純漢文の語序・語順に倣おうとするものが多い。

(九) 「記録体」の文章には、中国の「漢文」の語や語法が一部使用されている³⁾。

(十) 「記録体」の文章の中には、中国俗語文(唐代口語)の影響がある⁴⁾。「甚以(副詞+以)⁵⁾」や形式名詞の「間」⁶⁾、文末の「了(ラワンヌ)⁷⁾」、接頭辞の「相」⁸⁾等が七世紀以降の中国俗語文の用法である。また、六朝時代の俗語文から流入した「併(シカシナガラ…)「全て」の意」や、唐代以降の中国俗語文から流入した「動詞+得」、「多少(イクバク)」、「争(イカデカ)」、「早晚(イツカ)」等の指摘⁹⁾もある。(唐代口語の影響)

平安期の記録体の言語の性格(1)と研究の現状(2)について峰岸明氏の御論¹⁰⁾がある。

(1) 漢文訓読語と日常口頭語(仮名文学作品の言語など)との併用されたものと見るべく、なかに記録特有語と称すべきものもあって、全体で独自の文章を形成していると認められる。(漢文訓読語、和文語、記録語の三つの交じり合い)(内は私注)

(2) 記録体の文章は記録語を中心に、いわば、和漢両文脈の言語の混交した文章語からなるものであり、文章史上、和漢混淆文の成立にとって有力な源泉になったということが出来る。この文体は、以後、江戸時代末まで行われる。なお、記録体に関する本格的な研究は、平安時代の文献を対象にしたものが中心で、鎌倉時代以降のものについては、その緒についたばかりであるといつてよい。

(1) の記録体の言語の性格については、三つの中で漢文訓読語が基盤であると考えられていた¹¹⁾が、平安期の古記録の基盤に日常口頭語があり、その上の基盤として漢文訓読語があるという後藤英次氏の指摘¹²⁾や、近年、田中草大氏の研究¹³⁾では、文体間共通語(和文・漢文訓読文・変体漢文の三者いずれでも用いられる語)では和文系の用法が多く取り込まれているとの指摘もある。

二 室町中期～江戸初期の古記録(記録体)の文章の概観とその変化の概要

平安後期から院政・鎌倉期にかけて「記録体」は概ね先述の(一)～(十)のような特徴を持つものであるが、室町期に入ると様相を変えてくる。今、室町中期～江戸初期の古記録の文章例を任意に取り上げて、その文章の印象を略述する。説明に使用した辞書は小学館『日本国語大辞典』(第二版)(以下「日国大」と略す)である。尚、用字は一部現行のものに改めた。また、私に傍線や返り点、一部にルビを付けた(以下同じ)。

小山登久(1996)第四章「文体」第四節に「記録体の推移(概略)」として、奈良時代から室町中期迄の記録体の文体の推移が論じられている。室町中期は『教言卿記』と『晴富宿禰記』を中心とした記述である。こちらも参照されたい。

1 『看聞日記』(後崇光院伏見宮貞成親王)

(応永二十七年(一四二〇)九月七日)

七日、晴、寺へ禪啓を遣、長老退事、楚忽進退不_レ可_レ然之由令_レ申、返事、寺家闕乏之間退_レ之、有増内々相存、就彼題目_レ可_レ退之由更不_レ申入_レ之由有_レ返事、所詮都主腹立之余中央_レ申歟、不_レ可_レ説々々々、

(圖書寮本『看聞日記』二八二頁12～14行)

「寺へ禪啓を遣」は漢文とは違い日本語の語順になっているのを平仮名の格助詞を補うことで読みを誤解の無いようにしている。「寺家闕乏之間退_レ之」も句末助字(陳述用法)の「之」字がつくと漢文らしく見える。「寺家闕乏之間」「相存」「更不申入_レ之由」(全く_レない)等の語法も見える。「題目」「日国大」主題、事件)や「中央_二申」の「中央_二日国大」本来の決定権者の意志を無視した家臣などの自由な合議決定などの中世の記録語や「可_レ退之由」のように「可_レ之由」で句を構成する方法が使用されている。返り点は平易な返り点であるといえよう。

2 『薩戒記』(中山定親)(永享六年(一四三四)十月四日)

未明参内、依_三神輿入洛之由有_二風聞_一也、予着_二直垂_一蜜々候_二和哥所傍_一、是諒闇裝束其舛頗見苦、且非常之儀衛府官須_レ帶_二弓箭_一、然而予未_レ設_二諒闇弓箭_一・野釵等_一(於_二弓箭者_一可用_二隨身狩胡録_一也、予未_レ用_二意_一之也、之故也、可_レ謂_二

無念、末代之法無力事也、

(大日本古記録『薩戒記』五25頁2〜4行)

「須(すべからく)べし、然而(しかれども)」という平安後期〜院政・鎌倉期に多く見られる「須く、逆接く」の語法¹⁵⁾を継承している。再読の「未だくず」「未設く野銀等」「未用意之也」が見える。返り点も一〜三点はあるが平易とみてよいであろう。

3 『建内記』(万里小路時房)

(嘉吉元年(一四四二)閏九月二十日)

今夜詣三宝院僧正御房、今日給消息、(中略)、有對面言談、先日寺社本所領不可有違亂由事、即可仰遣管領之処、有存旨于今不示遣之、其謂者、存礼儀之輩者(如管領・畠山云々)、元來無子細、表濫吹之輩者縱雖勅定更不可承引、然者勅定却似輕歎、尚申次且不可有面目、近日之儀中々不被仰出之条、可爲一儀歎之由所相存也、

(大日本古記録『建内記』四130頁11〜15行)

「即可仰遣管領之処」のように古記録で発達した逆接の接続助詞「く之処」や「く之条」の形式名詞「条」がある。「更不く」や「縱雖(たとえといふとも)」の語法が見える。(尚「縱雖」は平安後期は(たとひいふとも)と読んだ。「たとひいへども」と読む例は『今昔物語集』鈴鹿本、卷一七、48丁

裏口行の「譬ヒ人有テ何ナル事ヲ合聞ムト云ヘトモ」とあるのが管見では一番古い。紅梅文庫本にも4例ほど見えるが写本年代が新しい)。そのほか「不可く由」「可く由」の句構成が見える。「不示遣之」の「(動詞)之」は句末助字(陳述用法)の「之」があると漢文らしく見える。最後の「所相存也」も「可く由」の句の後に「相存」の動詞がくるので「所く也」で括って漢文的に処理したものとされる。返り点もレ点と一、二点で収まる。

4 『碧山日録』(太極)

(長祿三年(一四五九)四月二二日) 古写本

赴妙泉之齋、春公有休日之會、竟日曠譚相怡也、愛日自江而來、說變子不修身也、儉約翁、蘭溪的骨也、服侍於相之建長數稔矣、一時奉詔住洛之南禪、々々二世也、江之永源始祖寂室、乃其子也、師臥病、光奉侍湯藥之次、告師曰、和尚病不可復也、用心於此道、莫以忘可乎、師急起、將枕子打光曰、其難染之徒、坐臥經行、豈暫有忘此者乎、況余令齒既毫、且罹病而且暮人也、於是它有它乎、汝有此言、汝恒不意此事矣、乖戻何其甚乎、光感泣而佩之、光後駕舶入宋、直往天目、遊幻住之門、親炙者久矣、咨詢心術、所得不尠也、

(大日本古記録『碧山日録』上28頁4〜9行)

禪僧の日記であるが、返り点こそ一〜三で収まっているが、

公家日記とは異なり、用語が難解であり、文章表現も違う。また、「豈暫有忘此者乎」「況余令箇既毫、於是有它乎」のように「豈乎」や「況乎」の漢文訓読語法が見える（後掲「六 漢文訓読語の撰取状況」参照）。更には句末助字の「矣」の多用も目につく。

5 『言国卿記』（山科言国）（文明六年（一四七四）七月二八日）
一、以予、飛鳥井ニ御尋アリ、拾遺ノメイヲ、先日カ、セラレシ時、御本ニワ拾遺抄トメイアリ、書進上ノニハ、集カ、ル、イツレ本ニテアルソノ由、予御使ニ罷、タフン集歟、抄ト書本モアリ、兩説ナル之由申、此由奏聞申也、

（史料纂集『言国卿記』第一125頁11～13行）
一書^{ひとがき}の文章で助動詞や名詞、副詞、動詞が片仮名書きが多く、返読も冒頭の「以予」にレ点が見えるがその他にはない。ほぼ日本語の語順となっている。「集カ、ル」のように動詞を片仮名書きして補語の後ろにおく形も見える。「イツレ本ニテアルソノ由」「兩説ナル之由」のように形式名詞「由」による句構成が見えるが、その中身が漢字平仮名交じりの構成になっているところが特徴である。

6 『上井覺兼日記』（天正二年（一五七四）閏十一月十七日）
（鹿児島^①の武士の日記）
一、此日、昨日本田信濃守殿被^レ申候条々申上候、上意^②、信

濃之事馬乗候、其外御用有仁にて候、當方へ召置候ハてハにて候、子にて候者病者にて候間、移之事申候歟、能様ニ寄合中談合被^レ申候へと候、殊更門一御替被^レ下候へと被^レ申候、是又此方寄々ニめしかへ候事歟、又者いつかたにもめしかへ候する事歟、能様ニ談合被^レ申候へと御意候也、

（大日本古記録『上井覺兼日記』上巻60頁3～6行）
一書^{ひとがき}の文章で一、二点は見えず、レ点の返読が「被^レ申」「被^レ下」と句のように使用される。古記録語法の「間」「歟」がある。他に「御意」（『日国大』主君や貴人などの仰せ）が見える。「候」が句末や文末に使用される「候文」で、「条々申上候」「當方へ召置候」「移之事申候」「めしかへ候」など補語や目的語の後に動詞が来る場合、その後に「候」を付けて語順を解消する。文末では「候」「候歟」、文中の句末では「候ハて」「候間」「候へ」「候する」等、句読点的な機能をもつ「候」が多用される。それに助詞類も仮名書きされ、文や語句の切れ目がよくわかる。これらの様々な工夫により、日本語の語順に近い文章になっている。一方、会話形式が「上意ニ」と候」や「候へと（被申候／御意候）」と独特である。尚、「候文」については矢田勉（2012）や後藤英次（2013）に研究^③がある。

7 『兼見卿記』（吉田兼見）（天正十年（一五八二）六月二日）
早天自^④丹州^⑤惟任日向守、信長之御屋敷本應寺へ取懸、即時信長生害、同三位中將陣所妙見寺へ取懸、（中略）、洛中・

洛外驚駭畢、(中略)、予、粟田口邊令「乘馬」罷出、惟日對面、在所之儀万端頼入之由申畢、

(史料纂集『新訂増補兼見卿記第二』23頁5～11行、別本)
「生害」(『日国大』命を終えること)や一人称に非使役の「令」がつく「令乘馬」や句構成の「之由」が見える。「驚駭畢」「申畢」の「畢」は文末最後の動詞の後に付いている。一、二点の返読や格助詞「へ」の使用等で読みやすくなっている。

8 『言経卿記』(山科言経)(天正十年(一五八二)六月二日)

一、刃刻前右府^{本能寺}、へ明智日向守依謀叛押寄了、則時二前右府打死、同三位中將勢等ヲ出テ、下御所へ取籠之處ニ、同押寄後刻討死、村井春長軒已下悉打死了、下御所ハ辰刻ニ上御所へ御渡御了、言語道斷之爲躰也、京洛中騒動、不及是非了、(大日本古記録『言経卿記』一卷280頁2行～4行)
一書ひしがきの文章である。接続助詞の「之處」や「言語道斷」「爲躰」が見える。「押寄了」「打死了」「御渡御了」「不及是非了」と「(動詞)了」が多い。

9 『梅津政景日記』(慶長十七年(一六二二)四月六日)

一、横ほりへ又兵へ所へ振舞ニ參候、然處ニ、小野・横堀ノミせ役持候もの、佗言申分ハ、ミせ五間一切濟申間敷由申候て、我ま、致候間、めいわくの由申候間、今日又兵へ所へよひよせ、せんさく申候處ニ、横堀の作右衛門申分ハ、尤ミせのかたち

御座候へ共、當年ハ賣物を出し不申由申候、同孫左衛門申分ハ、當年二月までみせ出し申候へ共、三月よりハみせ出し不申由申候、(中略)、嘉平へ・我等申分ハ、いつれも申分道理也、併不屈之事有、いかんと云に、此役ノ儀ハ、(中略)と申候へハ、

(大日本古記録『梅津政景日記』一卷32頁7行～33頁7行)
一書ひしがきの文章で「候文」になっている。古記録語法の「之處」「間」が見える。「めいわく」(『日国大』)「どうしてよいかわからないで途方にくれる。とまどうこと。」の意味か、「張愚(2021)」参照)の語もある。「併(しかしながら)」は逆接の接続詞になっていて、古記録・古文書の「併(しかしながら)」(『日国大』ぜんぶそっくり、すべて)とは意味が違う。「參候」/「持候」/「致候」/「申候」のように動詞の後に「候」がついている。文末の「候」のほか、句末に「候て」「候間」「候處ニ」「候へ共」「候へハ」等、文中で機能させ文章を展開できるようにしている。助詞の仮名書や名詞・動詞を仮名書きして、文や語句の切れ目がよくわかる。先の室町後期の『上井』より、江戸初期の『梅津』の方が「我ま、致候間、めいわくの由申候間」と「候間」が繰り返され、こなれていないが、それでも「候て」「候間」「候處ニ」「候へ共」「候へハ」と句末の「候」の展開が広がっている印象である。返り点も「不申由」のレ点が見えるのみで上から読んでいけば概略日本語の語順となる。「當年ハ賣物を出し不申由」「三月よりハみせ出し不申由」のように

形式名詞「由」で括られた句構造の中が漢字平仮名交じりの構成になっているのは「梅津」の進展であろうか。5『言経』で仮名表記が多くなるのと同じ傾向である。一方、会話形式が「申分ハ、由申候ノ申候ヘハ」のようになっていて、6『上井』同様、会話の引用形式が独特である。

文章例1〜9から、見えてくる諸点を確認しておきたい(文献名は略記する)。

① 多くの文献は漢字表記が主であるが、室町中期の5『言国』では片仮名表記が多用される。次に、江戸初期の9『梅津』、室町後期の6『上井』の順で片仮名表記が目につく。

② 禅僧の4『碧山』のように公家日記とは違い難解な語彙や漢文語法使用の文献もある。

③ 1〜9では「一書」の文献に、5『言国』6『上井』8『言経』9『梅津』がある。8『言経』は漢字表記に助詞類の仮名書きが入るが漢字表記が主である。他の5『言国』6『上井』9『梅津』には仮名書きが多くなる。

④ 室町後半になると返り点が少なくなり、難解な語彙も少なくな読みやすくなる。

⑤ 7『兼見』や8『言経』では未だ漢字表記が多いが返り点は簡便になり読みやすい。

⑥ 6『上井』や9『梅津』では「一書」で仮名を交え、且つ「候文」である。「候」が句末や文末で使用されるが「梅

津」の方が「候」の機能が広がっていて、文中で機能し複文表記がしやすくなっている。『上井』では「被」申「被」下、「梅津」では「不」申を除外、概略日本語の語順である。共に会話引用形式が「上井」では「上意ニ〜と候」、「梅津」では「申分ハ、由申候」となっていて特徴的である。更にそのまま読んで日本語の語順になっている。

⑦ 1『看聞』の「退之」や3『建内』の「不」示「遣之」や「所」相存「也」、7『兼見』の「申畢」や8『言経』の「押寄了」、6『上井』の「被申候」など、動詞で終わる文末を避ける工夫が「動詞」之、「所」(動詞)也、「動詞」畢了、「(動詞)候」にある。また、「畢了」には文末辞機能、「候」には句末辞機能と文末辞機能がある²¹⁾。これらは使用される時代の違いがあるようで「(動詞)之」、「所」(動詞)也」は室町中期までは使用され、室町後期になると「(動詞)了」や「(動詞)候」の候文が多く見えるようである。この点の詳しい調査は今後に俟ちたい²²⁾。

⑧ 1『看聞』の「寺へ禅啓を遣」は漢文の語順になっていないのを小仮名の格助詞を付けることで読みの紛れを解消したものとと思われる。5『言国』「以予、飛鳥井二御尋アリ」のように動詞を片仮名書きすることで語順の紛れを解消した文献も出てきて、助詞の「ニ、ヘ、ヲ、ノ、ハ」等を仮名で付けたり、動詞を片仮名書きにして読みの紛れを解消する。

⑨ ⑦や⑧のようにして、漢文と日本語文の語順の違いを解消

する工夫がなされていった。古記録の文章の変化もその一環として捉えた方がよいのではないか。

⑩ 矢田勉 (2012) は「候文」の文体的個性を支えているのはもっと種々の要素の有機的複合であって、そのシステムの中の一項目として「候」字の多用が働いているものとみられる。「候文」は、いうまでもなく「変体漢文」史の最末流に属する文体であって、あらゆる文章体の中で口頭言語との乖離の度合いの最も強いものの一つといえる。(449頁10～12行)と述べ、「候文」の《候文体の表現・表記規則》として「①簡略化した倒置記法(助動詞・補助動詞相当字等)、②助詞の表示法、③「候」字の句末辞としての用法、④擬似的な漢文的表現・表記(「候得者」「無御座」など)」を示す(408頁)。「種々の要素の有機的複合」については矢田勉 (2012) の「第四編 漢字文表記史の研究」403～491頁を参照してもらうとして、近世の「候文」資料での調査に基づく考察は首肯される見解である。矢田勉氏の「候文」に関する到達点を踏まえ、中世後期・江戸初期の『上井』や『梅津』の文章表記を検討すべきである。今後の課題である。

以上の事から記録体の文章の変遷を概観すると大きく次の三つに収斂できそうである。

(一) 漢字漢文表記の制約の中で日本語をどのように工夫して表記するか。

① 漢字表記の中に名詞・動詞等や助詞・助動詞等の仮名表記をいつ頃からどのように取り入れていくかを確認すること。(一)「表記」関連

② 述部が文末にくる日本語の語順をどのようにして解消するか、その工夫の種類と使用される時期を明らかにすること。(二)「破格の語序・語順」関連

③ 倒置記法の継続と解消の状況を確認する。(峰岸明 (1990)、矢田勉 (2012) 参照)

④ 「可く之由」のような句構成の語法とその中の表現がどう変化するか。

(二) 伝統的な記録語や記録語法の継承と、新たな語や漢文の学識をどう取り込むか。

⑤ 記録語の意味変化(一六)「和製漢語と記録語」の意味変化との関連

⑥ 記録語法の変遷(四)の会話引用形式の変化、記録語法「須く、然而く」の減少

⑦ 敬語の変遷(三三)の「令く給」→「令く御」→「被成」「被為」「賜・給(たまはる)」→「被下」

⑧ 唐名と異名の使用の減少(一五)との関連

⑨ 漢文語法の使用の減少(一九)の「況く哉」「豈く乎」「縦雖」などの減少

(三) 文章表現を展開していくのに文章の表現法がどう変わっていったか。

⑩接統詞の減少（新たに「書で記載する日記の出現」。

⑪接統助詞の変化（「間」「処」↓「候+接統助詞」「候へハ、候へととも」へ）。

⑫矢田氏が述べる近世の「候文」の「種々の要素の有機的複合」を視野に入れつつ、中世の古記録の文章・文体の変遷を調査する。

今後、これらを古記録（記録体）の研究を行っていくときに踏まえておきたい。詳細な検討は後考に俟ちたい。

三 古記録（記録体）の言葉と文章表記の

採り入れ方と文章・文体について

「一室町中期～江戸初期の古記録（記録体）の文章の概観とその変化の概要」を受けて、これまでの研究の中で感じたことを基にして古記録（記録体）の言葉と文章表記の採り入れ方と文章・文体について感じていることを述べる。

ある個人が日記を書くようになるのは、その人がある地位の仕事についてから、記録を残していく必要に迫られてからということが多い。平安から院政・鎌倉、室町と官位についた貴族が日記を付ける。その時、家に伝わった先祖の日記を模倣したり、有名な日記の写しが家にあればそれを参考にするであろう。し

かし、多くはまず書き始めることから開始するようである。その際、その人の持つ文章能力が前面に出る。漢文に関する学識があれば、漢文の語法や漢語を取り入れていくことになる。そのほか、実際の宮中や日常の生活で使用する語（俗語も含め）や自分たちが日常話している日常口頭語も採り入れられることになる。典型的なのは、その時代に使用されていた敬語表現の採り入れである。こうして、日常口頭語（和文語）、漢文語法と漢語（漢文訓読語）、記録特有語（記録語）の三つが混ざり合って古記録の文章が表記される。こういう観点から記録体の文体を考えると、以下のような点で文体研究を考察する必要がある。

1、個人の記録の書き方にあまり知見のない頃の書き始めの時期とその後、他の古記録の文章や自分の工夫などを加えて書けるようになった時期とでは文章表記が違う場合がある（『後二條師通記』『殿暦』²³）。初めから暦記と日次記を並行して書き意識的に書き分ける場合（『民経記』²⁴）もある。また、書き始めには会話の引用等に仮名を交えていたのが後は漢字表記になっていく場合もある（『台記』）。用語の記述が変化する場合もある（『左経記』の「爲當」²⁵と「將」）。（文章記述の変遷、前半と後半の文体・用語の違い）

2、個人によって漢文語法や漢語、日常口頭語の取り入れ方

が違うので同時代の古記録との共通点や違いを確認する必要がある。(『御堂関白記』『小右記』『権記』の比較等)

3、家に伝来の古記録があれば、家の日記の系統として、何が引き継がれ、何が変化したかを確認する。(家の系統別の調査、『御堂関白記』の自筆本と古写本²⁶⁾では古写本の方が子孫の学ぶべき文章であったであろう。)

4、その日記が何の目的で何を記載したかという観点で見る必要がある²⁷⁾。(有職故実の儀式を記載する日記や日常を記載する日記、五山僧の日記等では内容と語が違う。)

5、書き手の学識や興味関心が日記に影響するので時代を区切って古記録の文体の変遷を見る必要がある。

6、日常口頭語(和文語)、漢文語法と漢語(漢文訓読語)、記録特有語(記録語)の三つの中で、どれを多く用いるかは日記毎に違い、時代が下るにつれて漢文語法と漢語(漢文訓読語)が少なくなる。

7、その時代の新語や唐代・宋代の口語や唐名・異名を取り入れるものもある。

8、古記録の文体は固定したものではなく、その都度、書き手によって表現法が選択されるものであることを踏まえ、古記録の文体の変遷を見る必要がある。一方では古記録に共通して使用されるものがあるか、あるならどの時期までかをさぐる。

9、「候文」の矢田勉(2012)の「種々の要素の有機的複合」

との関連を視野に入れつつ考察する。

古記録(記録体)の言葉と文章表記の採り入れ方と文体については、今感じている点を述べたにとどまる。今後の調査を加え、論証していく必要がある。後考に俟ちたい。

四 室町中期～江戸初期の古記録(記録体)の記録語法の展開

四の1「須(スベカラクベシ)、而(逆接)」

平安時代の古記録(記録体)の文法と語法は、峰岸明(1986)で述べてある²⁸⁾。室町中期以降になると記録語法にも変化が見られる。記録体特有の語法として堀畑(2007)で述べた「須(スベカラクベシ)、而(逆接)」がある²⁹⁾。平安後期の藤原成の『権記』から用例を示す(『権記』の漢文調を示すために、私に返点と送り仮名を付けてみた)。

1 須^{スベカラク}装束^{ウカガハ}輕服^ヲ可^レ候^シ陣、然^{シカレドモ}而去^シ夕^ト令^シ信順朝臣^ヲ、
候^ニ氣色^ニ於^テ攝政^ニ (正暦四年(九九三)正月三日、
史料纂集『権記』第一九頁3行、藤原行成、古写本)

漢文訓読語の「須(スベカラクベシ)」が日本の古記録・古文書で使用されるとき、「須(スベカラクベシ)、而(逆

接) 〱」と逆接に繋がるのが大半で、それが平安・院政期の古記録の特徴であった。そして、この語法は平安・院政期の今昔物語集、大鏡、水鏡、延慶本平家、古今著聞集にて男性の会話文に使用されるという特徴を持つ。これは理解語彙の漢文訓読語の中から古記録に使用された言葉が、当時の男性知識層の会話部分でも使用されたことを意味している。これは古記録で使用される漢文訓読語の特徴の一つである。

この「須〱(スベカラク〱ベシ)、而(逆接)〱」の表現は、有職故実の儀式や行事の場面での違例を指摘するのによく使用された語法であったが、室町中期以降では減少する。

表一 「須(スベカラク〱ベシ)」の語法の使用状況

「須(スベカラク〱ベシ)」の語法の語法	看聞	建内	薩戒	碧山	上井	言経	梅津
須〱(スベカラク〱ベシ)、然而〱而(逆接)〱	0	0	18	0	0	0	0
雖須〱(逆接)〱	1	0	3	0	0	0	0
須(スベカラク〱ベキ)之処、(逆接)〱	0	3	3	0	0	0	0
須(スベカラク〱ベキ)歟(疑問を呈する)	0	0	5	0	0	0	0
須〱(スベカラク〱ベキ)也、失也(批判)	0	0	1	0	0	0	0
須〱(スベカラク〱ベキ)也、今日不然(批判)	0	0	1	0	0	0	0
須〱(スベカラク〱ベシ)(逆接に繋がらない)	3	7	9	12	0	0	0

以下の東京大学史料編纂所の古記録フルテキストデータベース(以下「古記録DB」と略)で調査した(二〇二四年一月一五日最終確認)ものを表一に示す。

『看聞日記』(後崇光院伏見宮貞成親王)(応永二三年(一四二五) 一六) 〱文安五年(一四四八) 〱自筆本

『建内記』(万里小路時房 記録期間(応永二二年(一四一四) 〱康正元年(一四五五) 〱自筆本

『薩戒記』(中山定親) 記録期間(応永二五年(一四一八) 〱嘉吉三年(一四四三) 〱自筆本・古写本

『碧山日録』(太極) 記録期間(長祿三年(一四五九) 頃〱応仁二年(一四六八) 〱古写本

『看聞日記』のその他は、副詞「須臾」や名詞「鳥多須幾」、人名「那須与一」等。『建内記』のその他は、名詞「鳥多須幾」「阿須嘉社」人名須田、送り仮名の小書きの「須」。『薩戒記』のその他は、須臾や送り仮名の小書き「聞食」「須」、仮名「古保須止」、名詞「鳥多須幾」、地名「多々須河原」等がある。『碧山』の逆接に繋がらない12例には存疑例「須力多」と「須憲章」は入っていない。

『上井覚兼日記』 記録期間(天正二年〔一五七四〕)～天正一四年(一五八六) 自筆本

『言経卿記』(山科言経) 古記録DB揭示期間(天正四年〔一五七六〕)～慶長二年〔一五九七〕の七卷分) 自筆本

『梅津政景日記』古記録DB揭示期間(慶長一七年〔一六一二〕)～寛永十年(一六三三) 自筆本

『広橋兼胤公武御用日記』古記録DB揭示期間(寛延三年〔一七五〇〕)～宝暦十三年(一七六三) 自筆本

室町中期の中でも有職故実の儀式的状況をしつかり記述する『薩戒記』には、「須」(スベカラク)ベシ)、而(逆接)「」が多く見えるが、『看聞』や『建内記』にはそれが少ない。室町中期でも『碧山』には見られない。室町後期の鹿兒島の『上井』、室町後期の京都の『言経』六卷、江戸初期の秋田の『梅津』には「須」は人名・地名のみで「須」(スベカラク)ベシ)、而(逆接)「」等は使用されない。記述内容で有職故実の儀式を記述しないからであろう。「須」(スベカラク)ベシ)」も使用していない。

四の2 「以(人)」～令(動詞)」から「以(人)」～動詞」へと「令」の変化

平安期の『御堂関白記』(岩波『大日本古記録』)に次の「以(人) 令(動詞)」の例がある。

① 召大外記善言、季御讀経有觸穢内例并延引例令勸申、觸穢内不宜例・延引例多、依之以道方朝臣令奏事由、可延由有仰、仍延引、(長保元年〔九九九〕九月十八日) 自筆本(卷一32頁9、10行)

これは「以(人)」～令(動詞)」という記録体の使役構文である。なお、記録体には漢文表記の「令(人) + 動詞」という使役構文もあり、漢文表記の使役文を好む古記録にはその表記が多いものもある。今はそれは省く。平安期の古記録の中では、「以(人)」～令(動詞)」構文が増加する。これは、自分(ここは道長)や自分より身分の下の者が誰かを何かさせるといふ使役構文である。尚、『御堂関白記』には、「以(人) 動詞」と「令」を付けない例文も見えるが、これは『御堂関白記』の持つ傾向であろう。同時期の『小右記』『権記』では「以(人)」～令(動詞)」が主である。そして、主語が身分の高い人の場合は、これが次のように「以(人)」～被(動詞)」³⁰⁾となる。

② 内御讀経、依有勞所、申障不參、以卅二口僧、於清凉殿被修不断、(寛弘元年〔一〇〇四〕五月十七日) 自筆本(卷一89頁6行)

この「以(人)」～被(動詞)」構文も使役構文の変容したものであるが、平安期から使用される。室町中期の『看聞日記』(凶書寮叢刊)でも、次のように使用されている。

③ 源宰相參、長階局有被仰事、其御返事為申參、此事御所
様御老病之間、始終御領等安堵事、去春以永基仙洞被申了、
然而無御返事、(後略)

(応永二十三年(一四一六)六月二四日)(一、42頁13行)

一方、「以(人)」(動詞)構文の方は減少し、「以(人)動詞」が増加する。

④ 菊第以狀申、予四絃事、仙洞へ以長遠卿申入之处、御返
事有御思案可被仰云々、

(応永二十四年(一四一七)三月十七日)(一、112頁8行)

⑤ 前宰相退出、勾当三仙洞御返事、畏入之由申、随而安堵事、
委細以宰相申遣之、

(応永二十四年(一四一七)四月十三日)(一、120頁9行)

これは「令」が変化したためである。『看聞日記』には、一人称につく⑥⑦の例や三人称でも⑧のように自分の側の者や身分が低い者に「令」が付く例が多くなる。

⑥ 夜光台寺參、涅槃講令聴聞、

(応永二十三年(一四一六)二月十五日)(一、10頁1行)

⑦ 今春御楽始也、御楽了有盃酌、夜召源宰相、予音曲令稽古、
催馬楽・朗詠・早歌等、至深更詠之、且依仰也、

(応永二十三年(一四一六)二月十九日)(一、10頁13行)
⑧ 長政(重有朝臣青侍)令出家、(法名行光)雖無指題目、
弥老体遂出家了、(応永二十三年(一四一六)二月二四日)
(一、11頁7行)

「令」については、森野宗明(1963)並びに、来田隆(1989)他多くの論稿がある³⁾。これまでこの種の「令」については森野宗明(1963)、来田隆(1989)に従って、「被支配待遇的表現の「令」と解していた。来田論文によれば、被支配待遇的表現の「令」には、「(一)被動、(二)許容依頼、(三)恣意」の三種があるということであった。二〇二二年三月に、新たに永澤濟(2021)が示された。永澤論文では、鎌倉期の古文書での非使役の「令」の機能は、「非使役「令」の使用は任意で、その有無は文意に影響しないが、後続語の動詞メーカーあるいは動詞化の機能を持つ。和化漢文で和語の軽動詞「する」の代替として多用されたと考えられる。」とする。永澤濟氏の検討は鎌倉期(一部室町期もあるが)が主である。今回扱っている室町中期や後期の古記録の用例が一人称にいたり三人称でも自分の側の者や身分が低い者に「令」が付く例が多くなるように見える。「令」の用法に語用論的变化がなかったか、室町中期以降の「令」の用法についても今後の検討を俟ちたい。

尚、室町後期鹿兒島の『上井』、室町後期京都の『言経』、江戸初期秋田の『梅津』、江戸中期京都の『広橋』における「令」

と「させ」の使用状況は表二のようになっていいる。

室町後期鹿兒島の『上井』には37例の「令」があるが、その内訳は一人称の主語が31例で「令存18」「令申5」「令啓4」「令頂戴2」「令祝着1」「令披見1」「令呈進1」。三人称が「各令申候」「(土持殿)令承知由」「右之衆令下着候」「令天下一統静謐」各1である。使役と思われるのは、高札に記された禁制の「右条々堅令停止畢」(天正十二(一五八四)年九月八日)の1

例が見えるのみである。一方で平仮名の使役「させ」を多用しており、この傾向は江戸初期秋田の『梅津』では更に進展している。『梅津』では一人称が「令用捨1」と他人の書状で冒頭の「令啓上候2」の計3例である。『言経』は京都の古記録の傾向を受け継ぎ「令」を使用するが、その内実は一人称に付いたり三人称でも自分の側の者や身分が低い者に「令」が付く例が多くなる。平仮名表記の「させ」は4例と少ない。古記録の中で「令」の性格が変わり、「令」で使役を表現しにくくなっ

表二 漢字表記「令」と仮名書き表記「させ」の使用状況

時代	DB記録年数	地域・文献・筆者	漢字表記「令」・数	平仮名表記「させ」・数
室町後期	(一五七四)~(一五八六)	鹿兒島『上井寛兼』	「令」 37例	使役「させ」 307例
室町後期	(一五七六)~(一五八二)	京都『言経脚記』	「令」 1246例	使役「させ」 4例
江戸初期	(一六一二)~(一六三三)	秋田『梅津政景』	「令」 3例	使役「させ」 389例
江戸中期	(一七五〇)~(一七七六)	京都『広橋兼胤』	「令」 277例	使役「させ」 7例

たので『上井』『梅津』では使役は平仮名の「させ」を採用したのである。親代々の日記を持ち、子孫にも継承する責務のある『言経』では古記録の伝統的な「令」表記を採用したが、その内実は一人称に付いたり三人称でも自分の側の者や身分が低い者に「令」を付ける用法が多くなっていると思われる。『言経』『廣橋』の検討は後考に俟たい。

四の3 「被成(ナサル)」「被為(サ)セラル」

「被下(クダサル)」

敬語の「被成^㉔(ナサル)」は古記録・古文書の使用から定着し、後に室町末期に最高敬語になる。文章語である古記録の言葉が改まった場面での敬語に使用されて口頭語化する。これは現代の「ナサル」に繋がり、九州方言では「ナハル」になっている。「サ」セラルについても、「以被」構文から「サ」セラルが生じて「使役+尊敬」の用法ができ、その後、室町

後期に最高敬語の「(サ)セラル」が成立した³³⁾。古記録・古文書では「被為(ハサ)セラル」の形でみえる。これは現在の九州方言「さっしゃる」に繋がる。現在「サッシャル」は福岡・佐賀辺りでも使用され、「ナハル」は熊本でも使用される。時代的には「ナサル」が先に最高敬語になり、その後「(サ)セラル」が最高敬語になったと思われる。「被下³⁴⁾(クダサル)」も古記録・古文書から口頭語に進出した語である。

文章語である古記録・古文書に見られた敬語の「被成(ナサル)」「被為(ハサ)セラル)」「被下(クダサル)」が口頭語に進出するのは、相手に丁寧に依頼やお願いをする時には丁寧な物言いの文書語がふさわしいからであろう。資料的にも、古記録・古文書の中で消息文の引用や紙背文書(消息)に多く出てくる。次が依頼や願いの古文書、そして儀式や日常を書く古記録の順である。この三分類で調査すべきであろう。尚、古記録DBで室町後期の鹿兒島武士『上井』、室町後期の京都公卿

表三 「被成(ナサル)」「なざる」「(さ)せらる」「被為(ハサ)セラル」の使用状況

文献名	DB記録年数	被成	なざる	被為	(さ)せらる
『上井寛兼』	(一五七四～一五八六)	1130例	135例	1例	335例
『言経卿記』	(一五七六～一五八二)	16例	1例	0例	1例
『梅津政景』	(一六一二～一六三三)	3102例	13例	142例	43例
『広橋兼胤』	(一七五〇～一七七六)	108例	1例	188例	2例

『言経』、江戸初期の秋田武士『梅津』を調査すると次の表三のようになっている。「被成」「なざる」が優勢で、「被為」「(さ)せらる」が増えてきているのが見える。『言経』に共に例が少ないのは、記事内容との関係であろうか。

辻村敏樹氏に、東京語の「お〜になる」の成立³⁵⁾について、江戸後期の武士の記録に見える「御吟味に相成」等を「お〜になる」と直接には結びつけたいが、主格の移行によって一つの尊敬表現に転じた可能性があるのではと指摘する論考がある。辻村氏は文章語から口頭語への伝播について躊躇されているが、江戸語の敬語等の研究にも江戸期の古記録・古文書は有益であろう。

五 唐代口語・宋代口語や五山文学用語の

採り入れ

唐代口語出自の語は平安期から院政・鎌倉期までは古記録に記載されている。中には現代まで伝わる「子細、向後（きょうこう・かうご）等」もあるが、室町期は徐々に使われなくなった。大局的に見たときに、平安中期・後期は唐代口語を採り入れつつ古記録の文体を形成していったといえるが、八九四年遣唐使が廃止されて以降、日宋貿易が再開するまで中国の新語は入ってこなかった。その後、日宋貿易が再開して院政期後半や鎌倉期になると新しい中国口語の影響が見えてくる。

院政・鎌倉期に見える「得境³⁶」は宋代口語の例である。室町後期に見える「生害」は宋代口語として入った「生涯」〔「生計」〔財産〕の意味を表す、古い意味の「一生涯」とは違う〕が、日本の古記録の中で「失生涯³⁷」という熟語を作り、「所領・地位・資格（を失う）」という意で使用され、その後「生涯」単独で「所領・地位・資格を失う」の意になり、その後、「その人にとって一番大事なものを失う」の意になり、「命を失う」（自動詞）、「命を奪う」（他動詞）と使用されて、表記も十六世紀頃には「生害³⁸」に変化した。こうして中国の宋代、明代の言葉が日本の鎌倉期や室町期の記録体に採り入れられてきたのであると推察するが、その他の宋代口語に関しては、未だ調査不足である。

東京大学史料編纂所の古記録DBに『碧山日録』が掲載されたので急遽、市木武雄編『五山文学用語辞典』（八木書店、二〇〇二年六月）の掲載語を古記録DBで検索してみると『碧山日録』だけに出てくる語が多く見える。詳細は後考に俟つとして、その一部を示す。

① 宮弁（エイベン）

『五山文学用語辞典』には「いとなみ、処理する。とりおこなう。〔万里集九・梅花無尽蔵・四八〇〕天府老人、值³⁹香月翁月甫桂公外記忌⁴⁰斎之辰、……宮⁴¹弁⁴²仏事。」

『日国大』には「〔名〕請け負うこと。いとなみ処理すること。転じて、法会などの費用をまかなうこと。*空華日用工夫略集⁴³至徳二年（一三〇五）正月二二日〔赴⁴⁴鹿苑府君誕辰⁴⁵斎⁴⁶、建仁相山宮辨⁴⁷〕*蔭涼軒日録⁴⁸文明一八年（一三〇六）一二月一〇日〔来年御逆修以⁴⁹三万匹⁵⁰可⁵¹被⁵²宮辨⁵³〕*南齊書（例略）

1 『碧山日録』の例（その他に「詩」と「法語」に1例の計4例。）
就靈芝精舍營辨法事、

（長祿三年（一四五九）十二月五日

大日本古記録上巻84頁7行）

2 就於邦春院營辨法供、

（長祿三年（一四五九）十二月十二日

大日本古記録上巻85頁6行）

②海西(カイセイ)

(応仁二年(一四六八)四月八日)

『五山文学用語辞典』には「(一)西海の国。大秦(ローマ帝国)をいう。(例略)。(二)西域の諸国をいう。(例略)。(三)

③火浴(カクワ)ヨク

大日本古記録下巻58頁10行

〔時代別 国語大辞典 室町時代編〕に記載あり

(国) ①海の西方。②特に、九州をさす。(中華若木詩抄・中・東沼周巖・為朝大箭賛) 扶桑猿臂旧將軍、神箭當時幾策勲。今挂高掌回首看、雁驚不度海西雲。(注)海西トハ、鎮西ヲ指ス。

『日国大』には「(名)海のかなたの西方。また、そのあたり

の国。特に、日本の西国。*高野本平家(13c前)七・

木曾山門牒状「法皇を城南の離宮に遷し奉り、博陸を海

西の絶域に流し奉る」*松井本太平記(14c後)一七・

聖主還幸事「忝も緘言を蒙て関東の大敵を数日の中に亡

し、海西の震襟を三年の間に休め進(まいら)せ候し事、

恐くは上古の忠臣も類少く」*中華若木詩抄(1520頃)

中「海西とは鎮西を指す」*随筆・文会雜記(1782)三・

下「灌彌八は、長門の大夫毛利筑後の家臣なり。海西第一

の才と春台称せられたり」*後漢書・西南夷伝・哀牢夷

(例略)

『碧山日録』には「海西」は3例みえる。尚祐の「偈」と「頌」に各1例(同文)意味は未詳)、「贊」に1例見える。詩文語であらうか。「九州」の意の「天神贊」を引用する。

3 延喜帝之御宸也、藤氏當軸、公是以忤旨、不容、左遷海

西之日、憤激至甚、(後略)

文)且從容約誓。火浴之後、揚灰湖水。『日国大』『角川古語』にはなし。

4 明昌之母火浴於南郊、予以明昌之命請徵首座、以念誦也、

(長祿三年(一四五九)八月二九日)

大日本古記録上巻61頁8行)

5 一朝戰化、火浴之後、念珠不燼、愈堅如鐵、骨灰盡爲五色設利、

(応仁二年(一四六八)三月二七日)

大日本古記録下巻54頁11行)

④関左(カンクワン)サ

『五山文学用語辞典』には「(一)中国では関東(函谷関以東の河南、山東地方)、(中略)、(二)(国)五山文学時代、

関東、特に鎌倉をさしている。『万里集九・梅花無尽藏・

二124・送起雲丈人』并叙・文)日州之起雲老人、負笈

於関左、十有余霜。(略)。(『万里集九・梅花無尽藏・二

181・梅野軸・詩・後注)関左巨福・瑞鹿、以此篇」為吟

声」。

『日国大』には「南に向けば東は左であるところから」か

んとう（関東㊟）」「日国大」同じ。*空華日用工夫略集

一応安三年（1370）九月二日「関左之一路、残破者多矣」

*上杉家文書 夫正一四年（1586）九月二五日・石田三成

増田長盛連署副状（大日本古文書二・八一六）「関左并伊

達、会津辺御取次之儀付而（略）」*俳諧・寂砂子（1824）

（例略）、*水流雲在楼集（1854）（例略）、*日本開化小

史（1877-82）（例略）、*北史（例略）」

6 予視時事、有其数違順者五也、一曰、（中略）、三曰、関

左持^{（定規）}氏之餘擊未除、戎馬紛紜、雖官軍討之、敵勢愈張、且

以咀術向我、其妖勝善之謂乎、（後略）

（長祿三年（一四五九）九月十日

大日本古記録上巻65頁12行）

尚、この四語は『日国大』では収録する古辞書の記載がない。

六 漢文訓読語の摂取状況

漢文訓読の語法に関しては、読み取り専用で理解語彙である

漢文訓読語法のうち、知識人階層の貴族や僧侶が自分達の文章

表記に使った文章語としての漢文訓読の語法や知識人達が自分

表四 「豈（あに）」の使用状況

	「豈（あに）」	数	語法の内訳
室町中期京都『看聞日記』	豈〜乎1	1	
室町中期京都『建内記』	豈〜乎4／豈〜哉6	10	
室町中期京都『薩戒記』	豈〜乎2	2	
室町中期京都『碧山日録』	豈〜乎31／豈〜哉11／豈〜耶7／豈〜邪2／豈〜ンヤ2／豈〜9	62	
室町後期鹿児島『上井覚兼』	豈〜んや1	1	
室町後期京都『言経卿記』		0	
江戸初期秋田『梅津政景』		0	
江戸中期京都『広橋兼胤』		0	

達の口頭語として使用した漢文訓読語が、古記録の文章や会話描写の文章の中に出てくる。いわば、漢文訓読語法の中から選ばれた一部の漢文訓読語法である。そして、平安・鎌倉期に使用されたその漢文訓読語法が、室町中期になると変容して使用されるか、または使用されなくなる。ところが、『碧山日録』ではその様相が違っている。今、漢文訓読語法の中から「豈(あに)」(表四)と「況(いわんや)」(表五)を例に示す。

「豈(あに)」に関しては、室町中期の古記録に使用が少ない中、『碧山』の使用例の多さが目立つ。用法も漢文調である。「況(いわんや)」については、室町中期は『建内』『薩戒』にも使用例がある程度見える。ともに『碧山』二巻の分量からすると『碧山』の使用数が多い。『上井』9例も『言経』0例『梅津』1例『広橋』1例に比べて使用が多い。『碧山』は、記録者の五山僧太極が漢文の学識を取り入れ、日記を記載してい

表五 「況(いわんや)」の使用状況

「況(いわんや)」	数	語法の内訳
室町中期京都『看聞日記』	4	況於ゝ哉2 / 況ゝ也1 / 況ゝ1
室町中期京都『建内記』	23	何況ゝ也10 / 何況ゝ哉4 / 何況於ゝ哉1 / 何況ゝ3 / 何況ゝ歟1 / 何況ゝ乎1 / 況於ゝ哉1 / 況ゝ哉1 / 況ゝ矣1
室町中期京都『薩戒記』	26	況於ゝ哉6 / 況ゝ哉2 / 況於ゝ乎6 / 況ゝ乎1 / 況ゝ6 / 況於ゝ者ゝ3 / 況ゝ也2
室町中期京都『碧山日録』	31	況ゝ乎9 / 況ゝ8 / 況ゝ也4 / 況ゝ哉2 / 況ゝ耶2 / 況ゝ矣1 / 況ゝ者2 / 何況ゝ乎2 / 何況ゝ1 / 人名況知客2 (除く)
室町後期鹿児島『上井覚兼』	9	況ゝ3 / 況ゝハ、1 / 況ゝ哉1 / 況やゝや1、況ゝ候1 / 況ゝ上は1 / 況ゝ故1
室町後期京都『言経脚記』	0	
江戸初期秋田『梅津政景』	1	いわんやゝゝ1
江戸中期京都『広橋兼胤』	1	況ゝ歟1

るのが見える。禅宗関係の古記録は公家や武士のものとは様相を異にするようで今後の検討が俟たれる。

七 『上井覚兼日記』の記録語と一六世紀の

九州の古文書に見られる記録語

上井覚兼は室町後期の鹿児島島の武士で『上井覚兼日記』にはいくつの特徴がある。

- (一) 記録語や記録語法に同時代の京都のものとは比べて①用例・②意味・③用法が違う。
- (二) 毛利や九州の阿蘇、大友、相良、島津の古文書にある九州方言的な中世記録語が見える。
- (三) 室町後半、鹿児島島の島津家家中で使用された語が目につく。
- (四) 文末や句中に「候」を使用した候文になっている。

(一)の①用例の違いについては「格護」の語が見える。この「格護」は『塵芥集』(伊達家文書)『相良家文書』『島津家文書』等に見えるもので古文書用語である。これは京都の古記録・古文書に極めて例が少ない。『日葡』には、「カクゴ(覚悟・格護)」「また(格護)、擁護、例(略)(人を格護する)人を擁護する。」(75頁)とある。「格語(格護)」の意味で「覚悟」

と書いた例は、阿蘇文書(隈庄御覚悟事候)(永正十(二五一年)十二月四日、『阿蘇文書之二』679頁1行)にも見える。

- 1 此日、從中書様御老中迄御内儀之御佗言候、御使ハ新武州・拙者申候、隈城西手名三四十町計御格護候、就其入乱候之間、隈城と六ヶ敷事度々出来、笑止ニ被思召候、(中略)、是を隈城ニ御格護之所領ニ御くりかえ候へと被仰候、(天正二年(一五七四)八月十六日、

『上井覚兼日記』上巻10頁3、6行)稿に示した³⁹⁾のでそちらを参照されたい。

(一)の③用法の違いとしては、同時代の京都の古記録にはない古い語法(例えば天皇から左大臣へ「被賜・被給」のように身分の高い三人称者間での授受)の「被賜⁴⁰⁾・被給」(たまたわらる)の敬語表現が見える。「被賜」5例、「被給」15例。

- 2 (義久が) 此日、吉作にて有馬殿⁴¹⁾へ鎧甲・御馬川原毛被賜候、御祝言迄之由共也、(天正十三年(一五八五)二月廿九日、

『上井覚兼日記』中巻187頁8行) 義久が有馬殿(晴信)へ鎧甲・御馬を「被賜」とあり、主語が義久で補語は有馬殿である。「被賜」の読みは、「賜」が「タマワル」で「謙讓」であることから「タマワラル」と読む。補

語に「有馬殿へ」とあるので「被賜」の意味は尊敬の「お与えになる」になる。

(二) については拙稿で九州方言的な中世記録語⁽⁴⁾について、以下の語をあげ論述した。

①九州方言と辞書等に記載があるもの(三語)

I 九州とその近隣に見えるもの 案利(案裏)、如く

II 九州と東北に用例があるもの 順逆

②九州方言の可能性があるもの(三語)

愀易、愀變、閉目

3 當春中御行於有^レ之者、豊後之事可^レ屬^二御案利^一事、程有間數由也、(天正十四年(一五八六)二月十六日、

『上井覚兼日記』下巻96頁14行)

「案利に屬す」は「戦いで思うように勝利を収めて土地などを領有する。」の意である。『時代別国語大辞典室町時代編』(三省堂)に次のように述べる。

【参考】この語は九州方言と見るべきものようであつて、

特に戦いで思うように勝利を収めることに用いた例が、九州を中心とする西国の文献に見られる。

その他の例は省略する。

(三) については(二)とも関連するが、「家景⁽⁴⁾」(家中・家

来衆)「柴(祭礼)」「立柄(軍の状況・様子)」「法弟(望み通りに)」等が見える(尚、『邦訳日葡』に「ほうだい」の漢字表記は不掲載)。(四)については前掲二の6の「上井」の文例を参照。

(上) のおわりに

この論稿は「日本近代語研究会第386回二〇二一年度秋季発表大会」の講演「室町中期～江戸初期の古記録・古文書に於ける記録語・記録語法」を基にしたものである。講演では「二室町中期～江戸初期の古記録に見える記録語」を先に論じたが、追加の記載を含め分量の都合から、それを(下)に「八」として掲載することにした。今回、講演では述べなかつた「三古記録(記録体)の言葉と文章表記の採り入れ方と文章・文体について」を付け加えた。主な参考文献も(上)に掲載する。課題の多い内容であるが、古記録・古文書への興味関心を喚起し、研究者の増加に繋がれば幸いである。(下)では「八室町中期～江戸初期の古記録に見える記録語」を中心に掲載する。次号の(下)へ続く。

【注】

(1) 堀畑正臣(2000・訂正版2008)に掲載。訂正版2008では121～122頁に平安後期、院政・鎌倉期の「記録体」と純漢文の相違点と共通点を記載し

- た。今回、室町中期～江戸初期の「記録体」との比較を行うため、再度引用する。相違点の記述には、a 佐藤武義「記録体」（飛田良文主幹編『日本語学研究事典』明治書院二〇〇七年一月）486頁（こ）は、佐藤武義「記録体（変体漢文）」（佐藤喜代治編『国語学研究事典』明治書院一九七七年十一月）355頁の内容と同じを参考とした。「純漢文」と「変体漢文」の相違については、b 築島裕（1963・1991第4刷）『平安時代の漢文訓読語につきての研究』93頁以下やc 峰岸明（1986ロ）『国語学叢書11 変体漢文』の17頁以下にも詳しい。尚、小山登久（1996）や田中草大（2019）、注2に示す『日本語大事典』（朝倉書店二〇一四年十一月）の「記録体」540～542頁（峰岸明氏記述）や『日本語学大辞典』（日本語学会、東京堂出版二〇一八年十月）の「記録体」229～231頁（堀畑記述）、堀畑正臣（2023）「記録体の文体史」240～241頁も併せて参照されたい。
- (2) 佐藤武義／前田富祺編集代表『日本語大事典』（朝倉書店二〇一四年十一月）の「記録体」540～542頁（峰岸明氏記述）参照。また、峰岸明（1986ロ）『国語学叢書11 変体漢文』第5章第二節、及び第三節も参照。
- (3) 築島裕（1963・1991第4刷）『平安時代の漢文訓読語につきての研究』930頁参照。
- (4) 唐代口語の古記録への影響は堀畑正臣（2007）第二部第三章「古記録と唐代口語」469～494頁参照。
- (5) 注1bの築島裕（1991第4刷）「再版に当たっての補正」（1007頁）参照。
- (6) 船城俊太郎「問」の遡源」（『国語国文』七三二号一九九五年八月）。
- (7) 船城俊太郎「了」（ラハンス）考—変体漢文—研究史にまでおよぶ—」（新潟大学『人文科学研究』第一〇〇輯一九九九年八月）。その後、注6

論文と共に船城俊太郎（2011）『院政時代文章様式史論考』（勉誠出版）に所収。

- (8) 後藤英次（1999）『小右記』『御堂関白記』における接頭語「相（アヒ）」—記録体資料における接頭語「相（アヒ）」（一）—参照。
- (9) 船城俊太郎（2011）『院政時代文章様式史論考』（勉誠出版）参照。
- (10) 注2『日本語大事典』（朝倉書店）の「記録体」540～542頁（記述は峰岸明氏）参照。
- (11) 注3築島裕（1963・1991第4刷）の919頁や峰岸明（1986ロ）の205頁参照。
- (12) 後藤英次（2015）『平安時代の記録体の言語の基盤に日常口頭語がある—というは—』という「ことか」並びに、後藤英次（2021）『御堂関白記』の語彙」参照。
- (13) 田中草大（2019）『平安時代における変体漢文の研究』勉誠出版、参照。
- (14) 笠松宏至（1983）『法と言葉の中世史』平凡社の「中央の儀」46～63頁参照。
- (15) 堀畑正臣（2007）『古記録資料の国語学的研究』清文堂、41～96頁参照。
- (16) 峰岸明（1986イ）『平安時代古記録の国語学的研究』東京大学出版会、92頁参照。
- (17) 矢田勉（2012）参照。また、後藤英次（2012）（2013）に文末を「了」や「候」字で結ぶ公家日記の考察と紹介がある。
- (18) 堀畑正臣（2023a）「生害」表記の出現とその意味—「生涯」から「生害」へ—参照。
- (19) 永澤清（2021）『日本中世和化漢文における非使役「令」の機能』参照。
- (20) 後藤英次（2012）（2013）に文末を「了」字で結ぶ公家日記の考察と

紹介がある。

- (21) 堀畑正臣 (2023c) 「記録体の文体史」では「語順問題の解消のため、「所 (V) 也」「V+之」等で動詞を目的語の後ろにおく工夫や小仮名の格助詞の付加で語順を示す。」と述べたが、「(動詞)了」や「(動詞)候」等もその流れと考える。但し、「了」には文末辞機能、「候」には句末辞機能と文末辞機能がある。

- (22) 古記録DBで見ると、文末に「(動詞)候」が多い『上井』や『梅津』では、「(動詞)了/畢」は極めて少ない。「(動詞)了」の多い『言経』には「(動詞)候」はある程度見える。

- (23) 『後二条師通記』の文体形成に関して川崎恵津子 (2002) と柳原恵津子 (2007) や中丸貴文 (2019) を参照。『殿暦』については柳原恵津子 (2020) を参照。

- (24) 尾上陽介 (1988) 「民経記」と暦記・日次記」では「経光が二種類の日記(暦記と日次記)を並行して書き、意識的にかき分けていた」という状況を説明してある。

- (25) 堀畑正臣 (2007) 475頁に『左経記』の「爲當」と「將」の出現状況を示している。初めは「爲當」の表記であったのが途中から「將」が交じり後半は「將」になっていく。

- (26) 堀畑正臣 (1989) 「御堂関白記(古写本)」に於ける文章改変の実態(上)参照。

- (27) 松蘭斎 (2017) 『日記で読む日本史13 日記に魅入られた人々 王朝貴族と中世公家』臨川書店、参照。

- (28) 峰岸明 (1986ロ) の第六章第二節「文法上の特色」251～262頁参照。

(29) 注15参照。

- (30) 堀畑正臣 (2007) 第一部第四章第一節224～246頁参照。

- (31) 森野宗明 (1963) 「助動詞シムの特異用法」、来田隆 (1989) 『吾妻鏡』における助動詞「令」の用法について、その他の「令」関係の論考は永澤濟 (2021) 「日本中世和化漢文における非使役「令」の機能」(『言語研究』159号)の参考文献参照。

- (32) 堀畑正臣 (2007) 第一部第三章176～223頁参照。

- (33) 堀畑正臣 (2007) 第一部第四章第二節「第六節247～370頁参照。

- (34) 堀畑正臣 (2007) の科研報告書に「被下(くださる)」の展開(覚書)72～81頁として掲載しているが未だ未定稿である。

- (35) 辻村敏樹 (1968) 「敬語の歴史「お……になる」考」251～275頁参照。

- (36) 堀畑正臣 (2016) 『明月記』に見える「得境」をめぐって—宋代口語の視点から—参照。

- (37) 堀畑正臣 (2012a)・(2012b)・(2013a)・(2014)・(2017) を参照。

- (38) 注18参照。

- (39) 堀畑正臣 (2023a) の113頁に「涯分」について記載している。

- (40) 堀畑正臣 (2021) 『上井覚兼日記』における「被賜・被給」をめぐって」83～106頁参照。『百二十句本平家物語 斯道文庫本』(汲古書院、昭和45年)には「イカニサ、キ殿・御邊ハ・生数貴玉ハラレテケリト・詞ヲカク」(481頁10行)、『平家物語 長門本』(名著刊行会、昭和49年)には「や殿、佐々木殿、池月をば給はられたりけるな」(552頁上4行)などが見える。尚、その後古記録DBの追加で『言経聊記』に「被賜」3例(天正四年二月廿日〔卷一26頁12行〕、天正十年正月二日〔卷一218頁6行〕、正月六

日(巻一220頁12行)と「被給」2例(天正十二年十月八日(巻二48頁2行)、文祿四年十二月廿九日(巻六414頁3行))が見つかったが、こちらは身分の高い人が自分もしくは自分側に「被賜・被給」の例で用法が違う。この「被賜・被給」は「たまわる」と読むべきで、室町中期や「上井覚兼日記」の「被賜・被給」とは用法が違う。

(41) 堀畑正臣(2013a)「阿蘇文書に見える九州方言的な中世記録語をめぐって」及び神志那郁(2013) 参照。

(42) 神志那郁(2013) 参照。

【主な参考文献】

- 築島 裕 (1963) 『平安時代の漢文訓読語につきての研究』 東京大学出版会 (1991) 第4刷)
- 森野 宗明 (1963) 「助動詞シムの特用法」(『国文学言語と文芸』5巻1号)
- 佐藤喜代治 (1966) 『日本文学史の研究』 明治書院
- 桜井 光昭 (1968) 『今昔物語集の語法の研究』 明治書院
- 辻村 敏樹 (1968) 『敬語の史的研究』 東京堂出版
- 佐藤喜代治 (1979) 『日本の漢語その源流と変遷』 角川小辞典28 角川書店
- 鈴木 恵 (1982) 「原因・理由を表わす『間』の成立」(『国語学』128集)
- 小山 登久 (1982) 『講座日本語学7 文体史Ⅰ』 「変体漢文の文体史」 明治書院
- 峰岸 明 (1986イ) 『平安時代古記録の国語学的研究』 東京大学出版会
- 峰岸 明 (1986ロ) 『国語学叢書11 変体漢文』 東京堂出版

松下 貞三 (1967) 『漢語受容史の研究』 和泉書院

来田 隆 (1989) 『吾妻鏡』 における助動詞「令」の用法について『鎌倉時代語研究』第十二輯、武蔵野書院

堀畑 正臣 (1989) 「御堂閔白記(古写本)」に於ける文章改変の実態(上)『尚綱大学研究紀要』第12号41～76頁

峰岸 明 (1990) 「古代日本語文章表記における倒置記法の諸相」『国語学』第二集、明治書院

山口 佳紀 (1993) 『古代日本文体史論考』 有精堂出版

笠松 宏至 (1993) 『法と言葉の中世史』 平凡社

中山 緑朗 (1995) 『平安・鎌倉時代古記録の語彙』 東苑社

小山 登久 (1996) 『平安時代公家日記の国語学的研究』 おうふう

松園 斉 (1997) 『日記の家—中世国家の記録組織』 吉川弘文館

尾上 陽介 (1998) 『民経記』と暦記・日次記(『五味文彦編』『日記に中世を読む』一九九八年、吉川弘文館 所収)

後藤 英次 (1999) 『小石記』 『御堂閔白記』 における接頭語「相(アヒ)」
— 記録体資料における接頭語「相(アヒ)」(一) — 『語法・語彙の新研究』 明治書院

堀畑 正臣 (2000) 『訂正版2008』 2000初版は「特集 漢文・漢語の世界」記録体(記録文)の漢文」『日本語学』vol.19・2000年11月号、明治書院に所収。訂正版2008は宮地裕・甲斐睦朗【編】『日本語学』特集テーマ別ファイル普及版 漢字・漢語Ⅰ』 所収

川崎恵津子 (2002) 『後二条師通記』に見られる文体の形成過程』『国語と国文学』七九一九

- 辛島 美絵 (2003) 『仮名文書の国語学的研究』 清文堂
- 三保 忠夫 (2004) 『古文書の国語学的研究』 吉川弘文館
- 清水 教子 (2005) 『平安後期公卿日記の日本語学的研究』 翰林書房
- 高橋 秀樹 (2005) 『古記録入門』 東京堂出版
- 遠藤 好英 (2006) 『平安時代の記録語の文体史的研究』 おうふう
- 堀畑 正臣 (2007) 『古記録資料の国語学的研究』 清文堂
- 堀畑 正臣 (2007) 『鎌倉時代の古記録に於ける記録語・記録語法の研究』 課題番号16520283 『平成16(二〇〇四)年度』平成18(二〇〇六)年度科学研究費補助金基盤研究(C2) 研究報告書
- 柳原恵津子 (2007) 『調査報告』 『後二条師通記』 冒頭部の使用語彙 『日本語学論集』 第三号
- 穂田 定樹 (2008) 『古記録資料の敬語の研究』 清文堂
- 船城俊太郎 (2011) 『院政時代文章様式史論考』 勉誠出版
- 堀畑 正臣 (2012 a) 『室町中期以前の「生涯」の意味をめぐって』 『明月記研究記録と文学13号』 明月記研究会、八木書店
- 堀畑 正臣 (2012 b) 『「看聞日記」に於ける「生涯」を含む熟語の意味―「及生涯」「懸生涯」「失生涯」「生涯谷」等の意味について―』 『国語学文学研究』 第四十七号、熊本大学文学部国語国文学会
- 矢田 勉 (2012) 『国語文字・表記史の研究』 汲古書院
- 後藤 英次 (2012) 『中世以降の古記録の日本語学的研究 序説』 『中京大学文学部紀要』 第47巻第1号
- 後藤 英次 (2013) 『中世末期～近世初期の公家日記の文体類型―その成立過程および推移に関する覚書―』 『中京大学文学部紀要』 第47巻第2

号

- 神志那 郁 (2013) 『上井覚兼日記』の九州方言的な記録語について―『島津家文書』との共通の記録語を中心に― 『国語国文研究と教育』 51号
- 堀畑 正臣 (2013 a) 『阿蘇文書に見える九州方言的な中世記録語をめぐって』 『国語国文学研究』 第四十八号、熊本大学文学部国語国文学会
- 堀畑 正臣 (2013 b) 『「看聞日記」に於ける「生涯」の意味をめぐって』 『国語学叢史の研究 三十二』 和泉書院
- 堀畑 正臣 (2014) 『大乘院寺社雑事記』の「生涯」に於ける「命を失う」の意味の登場 『国語国文学研究』 第四十九号、熊本大学文学部国語国文学会
- 後藤 英次 (2015) 『平安時代の記録体の言語の基盤に日常口頭語があると いうはどういうことか』 『中京大学文学会論叢』 第1号
- 後藤 英次 (2016) 『中世後期以降の古記録(日記) 資料を日本語学的に扱う際の視点―主に中世末期以降の公家日記の場合―』 『中京大学文学会論叢』 第2号
- 堀畑 正臣 (2016) 『「明月記」に見える「得境」をめぐって―宋代口語の視点から―』 『明月記研究記録と文学14号』 明月記研究会、八木書店
- 似鳥 雄一 (2016) 『「通」考―「上井覚兼日記」の言葉を読み解く―』 早稲田大学多元文化学会 『多元文化』 第五号
- 松園 斉 (2017) 『日記で読む日本史13 日記に魅入られた人々 王朝貴族と中世公家』 臨川書院
- 堀畑 正臣 (2017) 『中世古記録に於ける唐末・五代・宋の中国口語の影響

について』『国語語彙史の研究 三六六』和泉書院

田中 草大 (2019) 『平安時代における変体漢文の研究』勉誠出版

中丸 貴文 (2019) 『後二条師通記』論・平安朝「古記録」というテキスト』

和泉書院

後藤 英次 (2020) 「古記録（日記）資料の文体把握の方法―同一場面記事

の比較の試み―」『国語学研究』59

柳原恵津子 (2020) 「藤原忠実「殿歴」の漢字仮名交じり表記―平安時代和

化漢文の学習過程という側面から―」日本語学研究会（韓国日本語学

会）(68)

田中 草大 (2020) 「変体漢文の構文論的研究・受身文の旧主語表示を例に」

『国語国文』89 (11)

永澤 濟 (2021) 「日本中世和化漢文における非使役「令」の機能」(言語

学研究) 159号

柳原恵津子 (2021) 「平安朝記録体における漢字仮名交じり表記」日本語学

研究会（韓国日本語学会）(70)

後藤 英次 (2021) 「御堂関白記」の語彙」佐藤武義編『シリーズ「日本

の語彙」2 古代の語彙』朝倉書店、所収

愚 愚 (2021) 「構文の特徴と意味の相関性からみた漢語「迷惑」の変

容」『訓点語と訓点資料』第一四七輯

堀畑 正臣 (2021) 「上井寛兼日記」における「被賜・被給」をめぐる」

『筑紫語学論叢Ⅲ』筑紫日本語研究会編、風間書房

後藤 英次 (2022) 「同一場面記事の比較を通して見た古記録の文体―気象

災害記事の比較から―」『研究叢書542 中部日本・日本語学研究論集』

和泉書院

田中 草大 (2022 a) 「日本語書き言葉史における変体漢文」『日本語学』41

(2) 明治書院

田中 草大 (2022 b) 「中世後期の文語文についての研究動向と展望」『国

語国文』92 (5)

後藤 英次 (2023) 「上井寛兼日記」における引用・例示の「通」小考」『中

京大学文学会論叢』第九号

堀畑 正臣 (2023 a) 「生害」表記の出現とその意味―「生涯」から「生害」

へ―」『国語国文』92 (5)

堀畑 正臣 (2023 b) 「令和四年度オンライン大会シンポジウム報告、テー

マ「武士の時代」と国語・国文学」『報告1「武士の時代」と古文

書・古記録の言葉』『西日本国語国文学』第10号 西日本国語国文学会、

107～114頁

山本 久 (2023) 「和化漢文における借字表記語彙の展開―古文書の「目出」

を例に―」『訓点語と訓点資料』第一五一輯

堀畑 正臣 (2023 c) 「記録体の文体史」240～241頁『漢字文化事典』日本漢

字学会編、丸善出版

【附記】

この研究は二〇一九年度～二〇二二年度科学研究費助成事業「基盤研究

(C) (課題番号19K00628)「室町後期・江戸初期に於ける地方成立

古記録・古文書の記録語・記録語法の記述的研究」の成果の一部である。

(ほりはた まさおみ)

大学院文学研究科第八回修了／熊本大学名誉教授